

山梨県公報

第六百四十四号

令和八年

四月六日

月曜日

目次

告示

○保安林の指定の予定

公告

○公共測量の終了（二件）

○基本測量の終了

○都市計画の変更図書の縦覧

○開発行為に関する工事の完了について

その他

○漁業法による水産動植物の取扱いの指示

告 示

山梨県告示第百二十二号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条の二第二項の規定により、次のように保安林の指定をする予定である。

令和八年四月六日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

- 一 保安林の所在場所 甲府市高成町字江見一〇二六（次の図に示す部分に限る。）
- 二 指定の目的 落石の危険の防止
- 三 指定施業要件

（一）立木の伐採の方法

- 1 主伐は、択伐による。
 - 2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - 3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- （二）立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。
- （「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を山梨県庁及び甲府市役所に備え置いて縦覧に供する。）

公 告

◎ 公共測量の終了

測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第二項の規定により東京都水道局水源管理事務所から次のとおり公共測量の実施を終わった旨の通知を受けたので、同法第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

令和八年四月六日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

- 一 測量の種類 公共測量（空中写真撮影、写真地図作成）
- 二 測量の地域 甲州市、北都留郡丹波山村及び北都留郡小菅村
- 三 測量の期間 令和七年七月八日から令和八年三月二十四日まで

◎ 公共測量の終了

測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第二項の規定により甲斐市長から次のとおり公共測量の実施を終わった旨の通知を受けたので、同法第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

令和八年四月六日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

一 測量の種類 公共測量（空中写真撮影、写真地図作成）

二 測量の地域 山梨県甲斐市全域

三 測量の期間 令和七年十月一日から令和八年三月二十五日まで

◎ 基本測量の終了

測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第十四条第二項の規定により国土地理院長から次のとおり基本測量の実施を終わった旨の通知を受けたので、同条第三項の規定により公示する。

令和八年四月六日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

一 測量の種類 基本測量（火山基本図作成）

二 測量の地域 山梨県富士吉田市、都留市、身延町、西桂町、忍野村、山中湖村、鳴沢村及び富士河口湖町

三 測量の期間 令和七年四月一日から令和八年三月三十一日まで

◎ 都市計画の変更図書の縦覧

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第一項の規定により都留市長から次の都市計画の図書の写しの送付を受けたので、同法第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により当該図書を次の場所において縦覧に供する。

令和八年四月六日

山梨県知事 長 崎 幸 太 郎

- 一 都市計画の種類 都留都市計画道路
- 二 縦覧場所 甲府市丸の内一丁目六番一号 山梨県県土整備部都市計画課

◎ 開発行為に関する工事の完了について

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条第一項の許可に係る次の開発行為に関する工事は、完了した。

令和八年四月六日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

一 開発区域（工区）に含まれる地域の名称 富士吉田市上吉田字諏訪内五千三百三十番一、五千三百三十一番一の一部、新屋字下カジャ作千四百四十八番の一部、千四百五十一番の一部、千四百五十二番の一部、千四百五十三番、千四百五十四番、千四百五十五番一、千四百五十六番の一部、千四百五十七番の一部、千四百五十八番、千四百五十八番二の一部、千四百五十八番三、千四百五十九番、千四百六十番一、千四百六十一番一、千四百六十二番一、千四百六十三番の一部、千四百六十五番一の一部、千四百七十番三の一部、千四百七十番四、千四百七十一番二、千四百七十二番一の一部、千四百七十二番二、千四百七十三番一の一部、千四百七十三番二、千四百七十四番一の一部、千四百七十四番二、千四百七十七番一の一部、千四百七十七番二、千四百七十八番一の一部、千四百七十八番二、千四百七十九番一の一部、千四百七十九番二、千四百八十一番一の一部、千四百八十一番二、千四百八十二番二、千四百八十三番一の一部、千四百八十三番二、千四百八十三番三、千四百八十四番の一部、千四百八十五番の一部、千四百八十六番の一部、千四百八十七番の一部、千四百八十九番の一部、千四百八十九番二の一部、千四百九十番の一部、千四百九十一番の一部、千四百九十二番、千四百九十三番の一部、千四百九十四番の一部、千四百九十五番の一部、千四百九十七番の一部、千四百九十八番の一部、千五百番の一部、千五百一番の一部、千五百一番内一の一部、千五百二番、千五百三番、千五百四番、千五百五番、千五百六番の一部、千五百七番の一部、千五百八番の一部、千五百九番の一部、字中カジャ作千五百五十九番、千五百五十九番内一、千五百六十番、千五百六十番二、千五百六十一番、千五百六十二番、千五百六十三番一、千五百六十三番三、千五百六十三番四、千五百六十四番、千五百六十五番、千五百六十六番一、千五百六十七番一、千五百六十七番四、千五百六十八番一、千五百六十八番三、千五百六十九番一、千五百六十九番三、千五百六十九番五、千五百六十九番六、千五百七十三番、千五百七十四番、千五百七十五番、千五百七十六番、千五百七十七番、千五百七十八番、千五百七十九番、千五百八十番、千五百八十一番、千五百八十二番、千五百八十三番

二 開発許可を受けた者の住所及び氏名 東京都目黒区中根二丁目三番十九号 株式会社 社牧野プライス製作所 代表取締役社長 宮崎 正太郎

その他

◎ 山梨県内水面漁場管理委員会指示第二号

漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第二百一十条第一項及び第七十一条第四項の規定により、水産動植物の繁殖保護を図るため、次のとおり指示する。

令和八年四月六日

山梨県内水面漁場管理委員会

会長 宮崎 淳 一

一 指示の内容

1 琴川ダム貯水池（乙女湖）において、コクチバス（スモールマウスバス）を目的とした採捕を行ってはならない。ただし、山梨県漁業協同組合連合会又は峡東漁業協同組合若しくはその従事者が駆除のために行う場合及び公的研究機関が試験研究の用に供する場合は、この限りではない。

2 琴川ダム貯水池（乙女湖）において、コクチバス（スモールマウスバス）以外の魚種を目的とした採捕を行い、コクチバス（スモールマウスバス）を採捕した場合は、平成二十二年二月四日山梨県内水面漁場管理委員会指示第一号に準じ、コクチバス（スモールマウスバス）を琴川ダム貯水池（乙女湖）に再び放してはならない。

二 指示の区域 柳平大橋より下流の琴川ダム貯水池（乙女湖）

三 指示の期間 令和八年四月十七日から令和十年四月十六日まで